（第73号議案）

令和８年（2026年）10月５日
厚　生　委　員　会　資　料
健康福祉部生活衛生課

中野区旅館業法施行条例新旧対照表

改正案	現行
第１条・第１条の２　（略）	第１条・第１条の２　（略）
（法第３条第１項の許可の申請に係る添付書類）	（法第３条第１項の許可の申請に係る添付書類）
第１条の３　法第３条第１項の許可の申請をしようとする者は、旅館業法施行規則（昭和２３年厚生省令第２８号。以下「省令」という。）第１条第２項に規定する図面のほか、次に掲げる書類を同条第１項の申請書に添付しなければならない。	第１条の３　法第３条第１項の許可の申請をしようとする者は、旅館業法施行規則（昭和２３年厚生省令第２８号。以下「省令」という。）第１条第２項に規定する図面のほか、前条の規定による周辺住民に対する周知を行ったことを確認できる書類を省令第１条第１項に規定する申請書に添付しなければならない。
⑴　前条の規定による周知を行ったことを確認できる書類	
⑵　旅館業の業務に係る廃棄物（以下単に「廃棄物」という。）の処理に関する書類で規則で定めるもの	
（廃棄物の処理に関する届出）	
第１条の４　前条第２号に掲げる書類を提出した者は、当該書類に係る廃棄物の処理に関する事項に変更があったときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。	
第２条～第６条の２　（略）	第２条～第６条の２　（略）
（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明等）	（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明）
第６条の３　（略）	第６条の３　（略）
２　営業者は、廃棄物をその処理の時まで当該旅館業の施設において保管するときは、規則で定めるところにより保管しなければならない。	
３　営業者は、旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、当該旅館業の施設の周辺住民等からの生活環境に関する苦情等を迅速かつ適切に処理するため、当該旅館業の施設には、営業時間中に従業者を常駐させなければならない。	
（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）	（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）
第７条　旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	第７条　旅館業法施行令（昭和３２年政令第１５２号。以下「政令」という。）第１条第１項第８号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

⑴～⑽　（略）	⑴～⑽　（略）
⑾　規則で定める基準に適合する前条第３項の規定により従業者を常駐させるための場所を設けること。	
第８条　（略）	第８条　（略）
（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）	（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　第７条第３号、第４号、第５号イ及び第６号から第１１号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。	２　第７条第３号、第４号、第５号イ及び第６号から第１０号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。
（下宿営業の施設の構造設備の基準）	（下宿営業の施設の構造設備の基準）
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２　第７条第３号、第４号、第５号イ及び第７号から第１１号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。	２　第７条第３号、第４号、第５号イ及び第７号から第１０号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。
	第１１条　削除
（構造設備の基準の適用除外）	（構造設備基準の適用除外）
第１１条　区長は、省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第７条若しくは第９条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上若しくは当該施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。	第１２条　区長は、省令第５条第１項の施設について、その構造設備が第７条及び第９条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
２　前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設について、その構造設備が第７条、第９条若しくは前条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上若しくは当該施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止上支障がないと認める場合は、区長は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。	２　前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設について、その構造設備が第７条、第９条及び第１０条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、区長は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　下宿営業　前条第２項において準用する第７条第３号、第４号、第９号及び第１０号の基準	⑶　下宿営業　第１０条第２項において準用する第７条第３号、第４号、第９号及び第１０号の

	基準
（法の規定による命令に違反した場合の公表） 第１２条　区長は、営業者が法第７条の２又は第８条の規定による命令に違反したときは、その旨、当該営業者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該旅館業の施設の名称及び所在地、営業の種別その他の規則で定める事項を公表することができる。	
第１３条　（略）	第１３条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
附　則 （施行期日） １　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第１条の３の規定は、施行日以後にされる旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。 ３　営業者（中野区旅館業法施行条例第４条第１０号に規定する営業者をいう。以下同じ。）で施行日以後に旅館業法第２条第１項に規定する旅館業（以下単に「旅館業」という。）を営んでいるもの（改正後の第１条の３の規定により同条第２号に掲げる書類を旅館業法施行規則（昭和２３年厚生省令第２８号）第１条第１項の申請書に添付した営業者を除く。）は、同号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。 ４　改正後の第６条の３第３項の規定は、施行日前から引き続き旅館業を営む営業者については、適用しない。 ５　改正後の第７条第１１号、第９条第２項、第１０条第２項及び第１１条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に旅館業法第３条第１項の規定による許可を受けている旅館業の施設に係る構造設備の基準については、なお従前の例による。	

６　改正後の第１２条の規定は、営業者が施行日以後にされた旅館業法第７条の２又は第８条の規定による命令に違反した場合について適用する。	